

第1回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	平成26年10月30日(木) 10:00~11:30
項 目	住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価、地方税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価について(公開審議)
出席者	審査会委員 河原会長、原田委員、櫻井委員、日高委員、松木委員 市民文化スポーツ局市民部区政課 中江係長、阿部主任 総務企画局情報政策室 新貝係長、廣瀬係長、渡邊主任、益地職員 財政局税務部税制課 岡野係長、永田職員
事務局	総務企画局文書館 山本館長、浅野係長、今福職員
傍聴人	0人
内 容	

1 住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価について

(事務局)《特定個人情報保護評価に係る第三者点検の方法について説明》

(区政課)《中江係長が全項目評価書について説明》

(審査会委員) 数年前の法改正により、外国籍市民の方も住民票の写しが発行されるようになりました。外国籍市民の方の住所の異動については、従来では、外国人登録原票のその他の事項欄に記載されていましたが、現在は法務省から記録を取り寄せなければならなくなりました。例えば不動産登記を行う際、売主としての住所を証明するために、国に照会して証明書を取得しなければなりません、時間がかかって不便です。この制度によって、それが改善されるのでしょうか。

(区政課) 平成24年7月から外国人登録は廃止になり、外国籍の方の情報も住民基本台帳に一本化されています。今回の特定個人情報保護評価の対象となる住民基本台帳ファイルは、住民基本台帳に対して個人番号を付設することになるので、平成24年7月以降に作成された住民基本台帳に記載された情報であれば対象となりますが、法務省との情報の連携の中に個人番号を使用してやり取りすることは想定されていないので、個人番号を使用した照会はできません。

(審査会委員) 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する業者の選定は、どのように行っているのですか。

(区政課) 複数の業者に委託していますが、区政課が契約の主体となっているものと、情報政策室が主体となっているものとがあります。

住民票の異動届の入力作業等、区政課が主体となっているものについては、入札による選定を行っています。入力作業は3年間の契約となっているので、来年度また入札を行う予定です。

(審査会委員) 委託の際には、委託業者から別の業者への再委託や再々委託が危惧されますが、今回はその点はどうなっているのですか。

(情報政策室) 委託契約の際には、契約書に再委託の制限をうたっていますが、どうしても一部の業務を再委託するということはあるので、評価書の中にも再委託の方法について明記しています。

(審査会委員) 委託業者は再委託について市の了解を得ており、それ以外の業者とは再委託をすることはないということですか。

(情報政策室) そのとおりです。

(審査会委員) 本人確認情報ファイルの消去の方法については、システム上自動的に消去す

るとありますが、送付先情報ファイルについては、地方公共団体情報システム機構から指定された方法により、システム上一括して消去する仕組みと記載されています。これは人の手によって消去するということですか。

(区政課) 本人確認情報ファイルは以前からあるもので、毎月末に月末処理を施して、ある程度の期間が経過したものを自動的に削除するという流れになっています。

送付先情報ファイルは、今回の番号法に伴って新たにできるファイルであり、具体的な消去方法については、まだ手順が出てきていません。本人確認情報ファイルと送付先情報ファイルは、住民基本台帳ネットワークシステムを使用して管理します。このシステムについては、地方公共団体情報システム機構（機構）が統一したアプリケーションを自治体に提供することになっています。自治体から機構に送られた情報をもとに個人番号通知カードを作成して送付することとなります。送付した後は送付先情報ファイルは不要なので、ある程度の期間が経過した後、早いタイミングで一括して消去することになっていると機構の説明資料から想定しています。人の手で1件ずつ消去することはありません。

(審査会委員) 情報の保管・消去について、サーバー室への入退室管理と、専用ネットワークを使用して情報の保管や消去を管理しているということですが、専用ネットワークを使用することによってどのように管理されているのですか。

(区政課) 専用でないネットワークというとインターネット回線等がありますが、そのような一般のネットワークを使えば、不正なアクセスによって、重要な情報が抜かれる可能性があります。よって、それらとは別のこの情報だけが行き交うネットワークを立て、外からの不正なアクセスを防ぐという取扱いです。

(審査会委員) 市町村単位ですか。

(区政課) 庁内もそうですが、今後、情報提供ネットワークとして、将来的には他市町村とも結んで、いろいろな情報をやり取りすることとなりますが、その際にも専用の回線を用いて情報漏えいを防ぐ予定です。

(審査会委員) データを不正に持ち出されるリスクに対して、データを何かの媒体に物理的に取り出せる状態になっているのですか。

(区政課) 現場で操作する端末からは、情報を抜き出すことはできないようになっています。また、サーバー室から媒体によってデータを抜き出すことは可能ですが、サーバー室に入るにはいくつかのセキュリティ対策が施されており、サーバー自体にアクセスするため、専用のログインやパスワードなどが必要となるため、データの持ち出しはできないようになっています。

(審査会委員) その他のリスクの対策に自己点検と監査とありますが、監査は誰が行うのですか。

(区政課) 現在、毎年12月から1月にかけて年一回住基ネットワークシステム監査を行っています。区政課が端末を使用している拠点を回り、適正に運用されているかを監査していますが、その際に今回の監査も併せて行う予定です。

(審査会委員) 一緒に監査できるものでしょうか。

(区政課) どのように効率的に行うかというところですが、今回の内容もこれまでと全く別物というわけではないので、今までの監査に内容を加える形で行いたいと考えています。

(審査会委員) 将来的には、例えば金融機関や医療機関など、いろんなところと連携することになると思いますが、その場合にも専用のネットワークで処理ができるのですか。

(区政課) 情報提供ネットワークが核になり、いろんな機関に分散され、機関ごとに管理されている個人の情報を、必要に応じて取ってくることになると思いますが、情報提供ネッ

トワークシステムについては、専用の回線を使用して、外からの不正アクセスを防止する情報の管理になっているので、簡単にデータを抜き出せないような情報漏えいの対策が行われていくと考えています。

(審査会委員) そのような対策が取られていないところとは、情報提供等のやり取りを行わないということですか。

(区政課) 今後、国が検討することではありますが、保護評価の後、評価書を特定個人情報保護委員会という国の機関に提出するのですが、番号法ではその内容が委員会から認められず、評価書の公表ができなければ、情報提供ネットワークを通じた情報の取得はできないこととなっています。

(審査会委員) 既存の住民基本台帳ネットワークシステムは、どのように管理していくのですか。

(区政課) 住民基本台帳ネットワークシステムの新たな変更点は、個人番号を管理することです。データベースの中に、個人番号というエリアを持ち、その中に番号を入れて管理していくことになるので、基本的な情報管理については、既存のシステムを生かしつつ、新たな情報が付加されるということになります。

(審査会委員) パブリックコメントはいつまでですか。

(区政課) 11月4日までです。

(審査会委員) パブリックコメントの後に、評価書の修正版が出されるということですか。

(区政課) パブリックコメントを踏まえて、若干の修正を行い、説明が必要と思われるものについては、次回説明させていただきます。

## 2 地方税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価について

(税制課) 《岡野係長が全項目評価書について説明》

(審査会委員) 滞納整理システムについては、従来と変更はありますか。

(税制課) 内容に変更はありませんが、新しく12桁の個人番号が追加されることとなります。

(審査会委員) 滞納した場合、不動産があればそれが差し押さえられるというのは分かりますが、預金が差し押さえられるケースでは、どのようにして滞納者の口座を知ることができるのですか。

(税制課) 地方公共団体には税務を取り扱う徴税吏員がいます。これらの職員は、国税徴収法及び地方税法に基づいた滞納者の財産の調査権を有しています。したがって、徴税吏員は金融機関に対して、滞納者について預金があるかを照会し、預金があればそれを差し押さえることができます。

(審査会委員) マイナンバー制度が導入されてもそのシステムに変更はないので、これからも継続されるということですか。

(税制課) そのとおりです。

(審査会委員) 国税連携システムも変わらないのですか。

(税制課) 変更はありません。

(審査会委員) 金融機関などの名寄せは終わっていますか。

(税制課) 名寄せは今から行うことになっています。

(審査会委員) 委託業者が複数いて、公平を期すという点ではよいのかもしれませんが、連携の面で危惧するところはないのですか。

(税制課) 委託先は10社ほどありますが、システム自体は他の業者に移ることはなく、北九州市内で運営されるものです。本来、職員が行う業務を委託業者が行っているので、

- システムが分散されたり、他のシステムと連携したりするわけではありません。
- (審査会委員) 個々のシステムが独立しているから、別の業者に委託していても問題はないということですか。
- (税制課) そのとおりです。
- (審査会委員) このシステムを運用するに当たっては、企業の協力が必要になります。企業からの、誰が働いていて、いくら給与を支払っているか等の情報がないと、公平な徴税ができません。このシステムについて、企業に対して説明を行っていますか。
- (税制課) マイナンバーについては、ホームページの開設等により周知しています。ご指摘のとおり、企業の方に個人番号を記載してもらわなければ、制度がうまく機能しないので、今後しっかり協力を求めていく必要があります。
- (審査会委員) 罰則規定はないのですか。
- (税制課) 番号法には罰則規定はありませんが、給与支払報告書等の提出義務違反に関しては、地方税法により罰則規定が定められています。なお、企業から提出された報告書に個人番号の記載がなければ、市から企業に対して問い合わせをすることになります。
- (審査会委員) 現在でも源泉徴収を行っていない中小企業がたくさんありますが、うまく機能するでしょうか。
- (税制課) しっかり対応を考えていきたいと考えています。
- (審査会委員) 委託先からの情報漏えい防止については、どのように管理していますか。
- (税制課) 委託業者から情報の取扱者の名簿を提出させ、その取扱者からは秘密を守る旨の誓約書を提出させます。また、業者とは、秘密保護や再委託制限の遵守、それに違反した場合は損害賠償請求を行うという条項を設けた契約書を交わすことで、情報漏えい防止を守らせることとしています。
- (審査会委員) 守らせるというのは、誰がどのように管理しているのですか。住基ネットでは生体認証のシステムが使用されていますが、税務ではそのようなことは考えていないのですか。
- (情報政策室) システムの利用者の限定のところを心配されていると思いますが、使用する際にはＩＣカードが必要となり、誰がアクセスしたかのログも記録されています。また、使用する端末からは、データを抜き取ることができないような措置も施されています。
- (審査会委員) ログを定期的に管理しているのですか。
- (情報政策室) 管理しています。
- (審査会委員) それを監査で見ているのですか。
- (情報政策室) セキュリティ監査で監査しています。
- (審査会委員) 監査の期間はそれぞれ異なるのですか。
- (情報政策室) 住基ネットの監査とは別に、情報政策室でもセキュリティ監査という形で、監査法人に委託して計画的に監査を行っています。
- (審査会委員) 第三者が監査しているということですか。
- (情報政策室) そのとおりです。
- (審査会委員) それぞれのシステムごとに、同じ監査法人が行うのですか。
- (情報政策室) 情報政策室が行っているセキュリティ監査は、庁内全域のシステムを一定の視点で監査するものです。税務システムも含めて、計画立てて行っています。
- (審査会委員) システムとは関係ありませんが、個人情報の代理人による取得の際、夫婦や同居の親族が窓口に取りに行く場合など、委任状の可否についての取扱いが統一されていないようです。また、委任状を認めないとすると、身体的に来庁が困難な人が取得を希望する場合に不都合が生じます。それについて統一的な指針を出すことは考えていま

すか。

(税制課) 指針は今もあり、たとえ親子でも証明書を取得する際には、委任状が必要な取扱いとなっています。

(審査会委員) 委任状を提出させる意味があるのでしょうか。筆跡を確認するわけでも、実印を押印させ、印鑑証明書を添付させるわけでもないのだから、誰が書いても分からないでしょう。しかし、そこを厳密にすると市民にとって不便になってしまいます。

その辺りを踏まえ、代理人による個人情報の取得について、もう一度整理をしていただきたいと思います。